

件名：窃盗未遂（空き巣）事件の認知に伴う注意喚起情報の発出について
内容：【在セネガル日本国大使館からのお知らせ】

4月上旬、プラトー地域に居住する邦人の住居（マンション居室）に対し、住居侵入未遂事件が発生しています。事件発生時、居住者は不在でしたが、帰宅後に隣接する居室が住居侵入・窃盗の被害に遭ったことを知り、自室の状況を確認したところ、ベランダの手すりに侵入企図者が遺したと思料される手の跡を発見したものです。同邦人宅に被害はありませんでした。

事件は4月上旬の連休中に発生したものと思料されます。5月上旬の連休や夏期休暇を利用した旅行等で長期間自宅を不在にする場合には、確実な戸締まりを実施するとともに、以下のような防犯対策を参考にしてください。

- ・ 信頼のおける隣人・警備員との友好関係を維持し、不在時の監視体制を強化
- ・ ボンヌさん等に不在時の留守宅確認等を依頼
- ・ 多額の現金、貴重品（パソコンが狙われます）を自宅に保管しない
- ・ 低層階にお住まいの場合、塀やベランダの手すり等に忍び返し等を設置（強化）
- ・ 侵入口となりやすい窓への鍵の増設、防犯フィルムの貼付やアラームの設置も検討

侵入窃盗を試みる犯人は、一般的に

- ・ 犯行時、周囲の人目を気にする、夜間は照明を嫌う
 - ・ 侵入口の施錠設備は、できるだけ短時間で破壊したい
- といった傾向があります。逆手に取った防犯対策に努めましょう。

本件問い合わせ先

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

領事

在セネガル日本国大使館

Ambassade du Japon au Senegal

Boulevard Martin Luther King

(B. P. 3140) Dakar, SENEGAL

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555
